

議案第99号から第100号 市道路線の認定について

資料3 市道路線の認定・廃止基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市長が道路法（昭和27年法律第180号）の規定に基づき市道路線（以下「市道」という）を認定し、または廃止しようとする場合における必要な事項を定めるものとする。

(認定)

第2条 市道は、一般の通行の用に供し、道路網を形成するように認定するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する道路を認定の対象とする。

(1) 都市計画法、土地区画整理法等の法令に基づき、道路管理者との協議を経て築造され本市に帰属される道路。

(2) 公共事業又はこれに伴い整備される道路

3 寄附により市道として認定する場合は、次に掲げる基準のすべてに該当しなければならない。

(1) 道路幅員は4m以上であること。

(2) 公道と公道に接すること。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、一方が必ず公道に接すること。

(3) 路肩、路側、側溝、舗装及び街渠等の施設が完備し、または完備される条件が備わっていること。

(4) 道路敷地内に公共施設を除く占有物件がないこと。

(5) 道路を構成する土地について、所有権、地上権等の権原が市に取得されていること。

(6) 境界が明確であること。

(7) 土地改良事業については、上項(1)、(2)の適用を除外する。

4 階段、歩道橋、地下歩道、遊歩道、自転車専用道路については、前項第1号に規定する道路幅員は、1.8m以上とする。

5 平成22年9月1日以降、新たに設置された道路については、新開発ガイドライン（平成22年9月1日施行）の基準に準じて適用するものとする。

(使用貸借)

第3条 前条第2項(5)の基準が満たされない場合であっても、次による場合は使用貸借により権原の取得を行うことができる。

(1) 権原が明確であるが、特に登記困難な事情がある場合。

(2) (1)によるほか、明確な理由により権原の取得が困難であり、特に市長がやむを得ないと認める場合。

(廃止)

第4条 次に掲げる基準のいずれかに該当する場合には、当該市道の全部又は一部を廃止することができる。

(1) 道路改良工事等によって代替道路が設置され、効用がなくなったもの。

(2) 路線が重複し効用がなくなったもの。

(3) 将来の道路改良計画もなく、管理上不適当なもの。

(4) その他道路としての効用がなくなったもの。

付則

(施行期日)

1 この基準は、昭和47年6月1日から施行する。

付則

(施行期日)

1 この基準は、昭和55年4月1日から施行する。

付則

(施行期日)

1 この基準は、平成9年4月1日から施行する。

但し、施行日までに協議をしている物件については、なお従前の例による。

付則

(施行期日)

1 この基準は、平成16年7月20日から施行する。

付則

(施行期日)

1 この基準は、平成22年8月10日から施行する。

付則

(施行期日)

1 この基準は、平成28年11月16日から施行する。

市道路線の認定・廃止基準の運用について

1 第2条関係

(1) 第1項「一般の通行の用に供し」について

当分の間、一般寄附の行き止まり道は、延長35mを超え、車返しがあり、かつ、5戸以上の建物が現存しているものを要件とする。

ただし、「延長35m」には転回広場の中心幅員を含めることができる。

(2) 実施時期

平成13年4月1日より実施する。

平成19年7月1日 但し書きを追記する。